

白老町妊婦感染防止臨時給付金のご案内



妊娠4ヶ月以降の妊婦さんに給付金を給付します。

はじめに・・・申請は必要ですか？

給付を受ける方は、申請が必要です。

1. だれがもらえるの？（給付対象者）

- ①町の住民基本台帳に登録され現に居住し、かつ、引き続き町に居住する意思を有する方
- ②令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、妊娠4ヶ月以降の方
- ③妊娠届出書を町に提出し、町より母子健康手帳の交付を受けている方

2. 申請はどうやってするの？

所定の申請書に、下記の書類を添えて子育て支援課へ提出してください。
なお、申請書は、出産するまで又は令和4年3月31日までのいずれか早い日までに提出してください。

- ①本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証などの写し）
- ②町から交付を受けた母子健康手帳（表紙）の写し
- ③振込先金融機関の名称、口座番号、口座名義人がわかる書類の写し

3. いくらもらえるの？（給付額）

1回の妊娠につき、2万円です。ただし、多胎妊娠の場合は3万円です。

4. どんなかたちでもらえるの？（給付方法）

申請書に記載された指定口座へ振込します。

お問い合わせは

白老町子育て支援課 子育て世代包括支援センター

電話：0144-85-2021

「妊婦感染防止臨時給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅などに白老町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに白老町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。